

III. 全体まちづくり方針

5. 公園緑地整備の方針

◆ これまでの状況からみた課題

これまでの状況からみた公園緑地整備に関する課題は次のように整理されます。

- 身近な公園の充実（公園施設が不足している地区を中心とした公園配置の充実）
- 川沿いの緑地・散策路などの整備
- 生産緑地の行為制限解除に伴う開発行為等による適切な緑地等の確保

◆ 基本的な考え方

- 身近な公園や緑と憩いの拠点となる公園緑地整備を進めます。
- 山地や丘陵地の緑、秋川・平井川・多摩川の水辺と崖線の緑地など、良好な自然環境の保全を進めます。
- 道路や宅地などの緑化による緑豊かな街並み形成を促進します。
- 市街地に点在する良好な都市農地、緑地の維持・保全、まちづくりとの連携を図ります。

◆ 公園緑地整備の方針

(1) 都市公園等の整備

■ 身近な公園の確保

- 居住者にとって憩いやうるおいの場所となる緑豊かで、身近に利用できる公園を人口集積や市街地の状況などを考慮して配置を検討します。

【街区公園】

- もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的として、公園が不足している地区を中心に、今後都市的土地利用を図っていく区域や神社仏閣の位置などを考慮し、公園の誘致圏に基づいて配置される公園。

【近隣公園】

- 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的として、市街地の状況や地域のコミュニティなどを考慮し、公園の誘致圏に基づいて配置される公園。

【地区公園】

- 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的として、今後都市的土地利用を図っていく区域や都市構造（構成）などを考慮し、公園の誘致圏に基づいて、市内にバランスよく配置される公園。

■ 市民全般に利用される総合的な公園の確保

- 市民全般を対象とし、来訪者等にも利用される総合的で拠点的な公園を、利用目的や地域特性などを考慮して配置を検討します。

【都市基幹公園】（総合公園・運動公園）

- 市民のスポーツやレクリエーション利用を目的として配置される公園（草花公園と秋留台公園）。

【特殊公園】（風致公園）

- 市街地を一望し、古くから市民に親しまれてきた公園（金比羅山周辺）。

【都市緑地】

- 主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられ、市街地における公園や緑地とともに、緑のネットワークを形成する緑地であり、水と親しめるオープンスペース（網代緑地、多摩川・秋川・平井川）。



総合公園（草花公園）



運動公園（秋留台公園）

(2) その他の緑地（地域制緑地）の保全

■ 市街地内

- 市街地内の良好な樹林地や樹木などについては、市の条例等により保全を図ります。
- 生産緑地地区については、市街地内の貴重な緑のオープンスペースであり、農業と調和した良好な市街地環境を保全するため、農地として維持するとともに、農業の継続が困難になった農地については、公園緑地などの用地として活用を図ります。

■ 市街地周辺

- 市街地を縁取る連続した緑地の帯を形成している秋川・平井川・多摩川の河岸段丘にある崖線の緑地は、緑の美しい景観と豊かな自然環境を有しており、本市特有の緑の骨格を形成する貴重な財産として、積極的に保全を図ります。

■ 山地・丘陵地

- 秩父多摩甲斐国立公園や都立自然公園（羽村草花丘陵・秋川丘陵・滝山）などについては、ハイキングコースや休憩施設の整備などにより、利用の増進を図ります。
- 市域の約6割を占める森林等の自然環境を守るため、新たな開発行為や残土の処理行為の抑制に努め、良好な自然環境の保全を図ります。
- 横沢入地区は東京都により里山保全地域に指定され、豊かな自然が保護されていることから、引き続き谷戸の自然の保護に努めます。



里山保全地域（横沢入地区）

(3) 民有地の緑化

■ 民有地の緑化促進

【住宅地】

- 居住者が快適でゆとりとうるおいを感じることができる住宅地を形成するため、市民の協力により、地域特性を生かした緑化を図ります。
- 空き家や空き地の増加による都市の空洞化を防止し、地球温暖化防止や快適な住環境にも寄与する民有地の緑化を促進します。

【商業地】

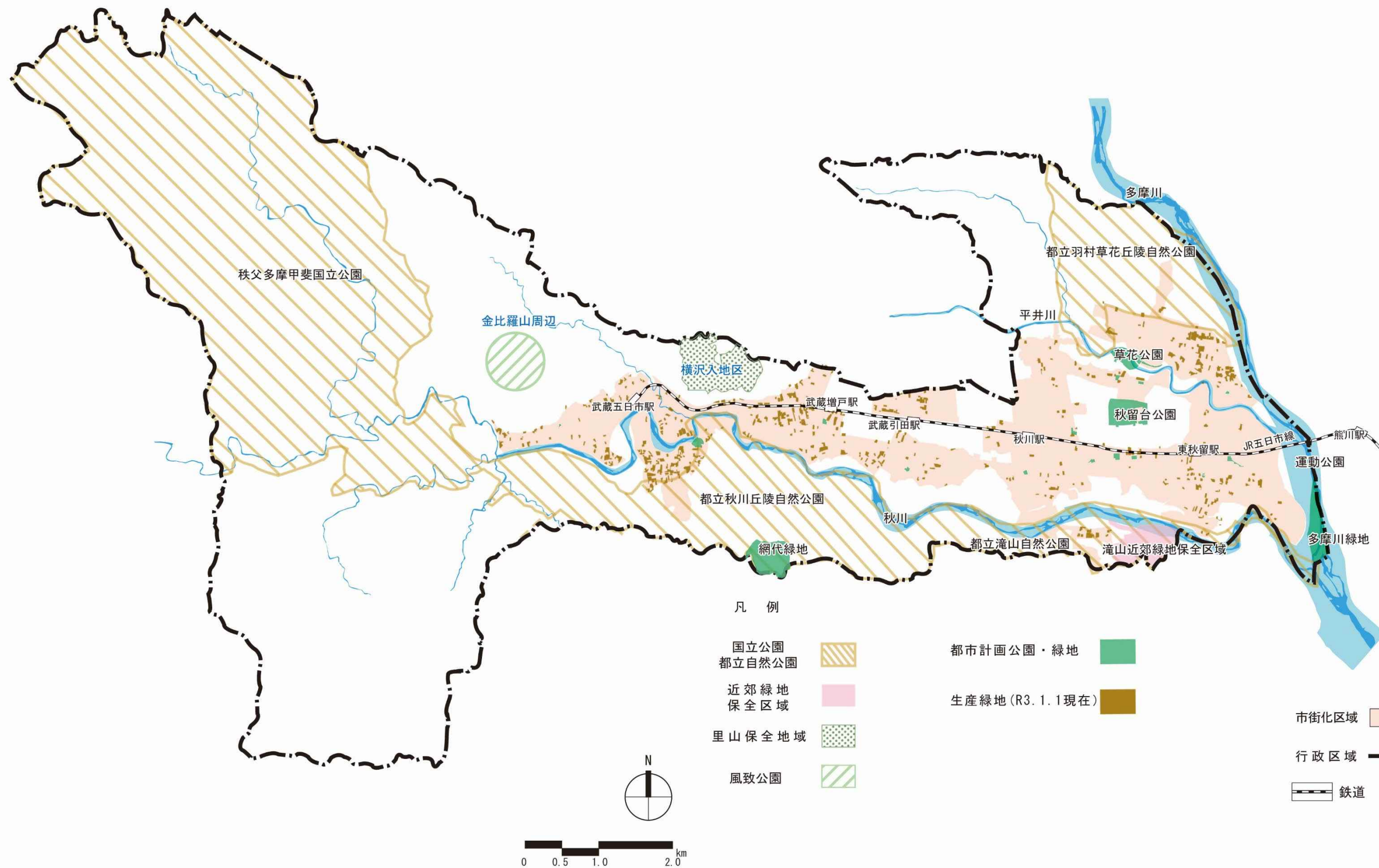
- 開放されたオープンスペースの確保や修景の統一などを図るとともに、緑化を推進し、魅力ある商業空間づくりを行います。

【工業地】

- 周辺環境との調和を図るとともに、接道部や隣接地との境界における緑化を推進し、市街地環境の向上や防災機能と災害時の緩衝機能の強化を図ります。

(4) 山林の活用・保全

- 山地や丘陵地などの山林は、「生物多様性あきる野戦略」に基づき、郷土の恵みの森づくり事業を推進し、山林の保全と活用を図ります。



6. 環境まちづくりの方針

◆ これまでの状況からみた課題

これまでの状況からみた環境まちづくりに関する課題は次のように整理されます。

- 温室効果ガス（CO₂等）の多くを占める交通、家庭（建物）でのCO₂排出量削減（集約型土地利用や公共交通利用の促進、省エネルギー化・再生可能エネルギー利用の推進）
- 下水道未整備地における整備促進
- ごみ処理施設（熱回収施設（平成26年4月稼働））、リサイクル施設（平成28年4月稼働）の維持・管理
- し尿処理施設（汚泥再生処理センター）（平成30年10月稼働）の維持・管理

◆ 基本的な考え方

- 生物多様性の低下や地球温暖化などの環境問題は、都市活動と密接に関連しており、豊かな自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的都市形成を進めます。
- 環境への負荷の低減と生活環境の向上を一層図るため、適切な污水处理やごみ処理・し尿処理施設の維持・管理などにより、水質浄化や水循環などを進めます。
- 地球温暖化対策を推進するため、省エネの推進、移動手段における低炭素化などを進めます。
- 生物多様性の保全により本市の豊かな生物多様性の向上を図り、市街地での緑化や観光への活用など、保全と活用の循環を創出し、地域活性化を図ります。

Ⅲ. 全体まちづくり方針

◆ 環境まちづくりの方針

(1) 公共下水道等整備の促進

■ 公共下水道の整備

- 都市計画決定された区域内における下水道整備（「多摩川流域下水道計画（秋川処理区）」の関連公共下水道として整備）を進めます。

■ 集落地での汚水処理施設の整備

- 多角的な視点から、汚水処理の在り方を検討し、汚水処理施設の整備事業を進めます。

(2) 供給処理施設の維持・管理

- ごみ処理は、本市・日の出町・檜原村・奥多摩町の4市町村で構成している西秋川衛生組合によって、高尾清掃センター（熱回収施設、リサイクル施設）で行っています。今後もこれらの施設の適切な維持管理を行っていくとともに、周辺環境との調和を図ります。
- し尿処理施設についても同様に西秋川衛生組合によって汚泥再生処理センター（玉美園）が運営されており、今後も処理施設の適切な維持管理を行っていくとともに、周辺環境との調和を図ります。

(3) 水資源の節約と水循環システムの促進

- 公共施設や大規模施設などにおいては、水資源の節約と再利用を図る水循環システムとして中水道の利用や雨水浸透を推進します。
- 道路や宅地での透水性舗装の普及や雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の設置を促進します。
- 山林の保育・管理により、森林の水源涵養機能を向上させます。

(4) 地球温暖化防止への寄与

- 省エネルギー住宅等、建物の省エネルギー化、太陽光など再生可能エネルギー利用を促進します。
- 公共交通利用促進、渋滞解消のための道路整備、公共交通機関の低炭素化（EV化等とそれを支える施設整備）を進めます。
- 低炭素化を進める集約型の都市構造・土地利用や公共交通利用を促進します。
- 敷地内や道路などの公共空間における緑化を促進します。（ヒートアイランド防止）
- 民有地の空き地等の活用による適切な緑化を促進します。

(5) 生物多様性の保全と活用

- 森林、緑地や河川の自然環境を保全するとともに、市街地等の生物多様性が低い地域等では、緑化の推進等による生態系の創出により、生物多様性の維持・向上を図ります。
- 生物多様性が形づくる景観は、保全を図るとともに観光資源として活用し、保全と活用の循環を創出します。

7. 河川整備の方針

◆ これまでの状況からみた課題

これまでの状況からみた河川整備に関する課題は次のように整理されます。

- 洪水等に対する安全性の確保
- 秋川等のレクリエーション利用ニーズ

◆ 基本的な考え方

- 河川環境の維持・保全とともに、治水・利水・環境を柱に、より親しみやすい河川環境の整備を進めます。

◆ 河川整備の方針

(1) 河川の水質向上と水量の確保

- 公共下水道等の普及による秋川・平井川などの水質の維持・向上を図ります。
- 道路や宅地での透水性舗装の普及や雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の設置を促進します。
- 自然の保水力を高める山林の保育・管理を進めます。

(2) 親水空間整備の推進

- 自然に近く良好な水辺環境を損なわないよう、各河川の整備計画に基づき、親しみやすい水辺空間の整備を推進します。
- 秋川・平井川・多摩川などでは、遊歩道等の整備を進めます。
- 訪れる人が水に親しめるオープンスペースとして、河川沿いの公園緑地と合わせたレジャー・イベント利用空間等の整備を促進します。



河川沿いの遊歩道

8. まちの景観づくりの方針

◆ これまでの状況からみた課題

これまでの状況からみた、景観づくりに関する課題は次のように整理されます。

- 水と緑に親しめる景観づくり
- 生活の質を向上させるまちなかの景観向上

◆ 基本的な考え方

- 水と緑豊かな「自然の景」、都市機能が集積し人々の暮らしや活動の場である「まちの景」、旧来からの集落地で丘陵や崖線の緑に囲まれた「集落の景」の3つの要素から構成される本市の景観を大切にし、人々が愛着と誇りを持つ美しいまちの景観づくりを進めます。



◆ まちの景観づくりの方針

(1) 自然の景

■ 山の景観

- 市街地から見る山地、丘陵地や崖線などの自然豊かな景観を守るため、山地の保全を図るとともに、市街地から見えるこの景観を阻害しないまちづくりを進めます。

■ 水の景観

- 秋川・平井川・多摩川などの河川の水辺、渓谷の緑は、身近に自然が感じられる貴重な水の景観として、水辺・渓谷の緑や生態系の保全に努めるとともに、河川の美化等により景観を守っていきます。

(2) まちの景

■ 住宅地の景観

- 生活道路の拡幅や沿道の緑化などを進め、地域の個性を生かした美しいまちの景観づくりを進めます。

■ 商業地の景観

- 地域の街並みに配慮しながら、沿道の緑化や店先の統一などにより、買い物客が親しみと心地よさを感じる景観づくりを進めます。
- 秋川駅、武蔵引田駅や武蔵五日市駅周辺などの商業集積地は、「まちの顔」として、地域の個性を生かしながら、訪れる人がにぎわいと魅力を感じる商業景観づくりを進めます。

■ 道路の景観

- 幹線道路等では、街路樹の整備や無電柱化を促進するとともに、歩道の設置や沿道の緑化などにより、美しくゆとりのある道路空間づくりを進めます。

(3) 集落の景

- 秋川・平井川・養沢川周辺の社寺林や崖線の緑などの維持・保全により、水と緑に抱かれた落ち着いた集落地景観の保全・向上を図ります。

(4) 市民参加の景観づくり

■ 都市景観に対する市民意識の啓発、市民参加の促進

- 地域の個性を生かし、人々に愛される美しい景観づくりを進めるためには、そこに住む人々のまちづくりに対する理解と協力を得ることが重要であり、まちの景観づくりに関する意識啓発（シンポジウムの開催等）に努め、市民参加を促進します。

■ 地区計画制度による景観づくり

- 地域住民の理解と協力を得ながら、地区計画制度を導入し、敷地規模の設定、建築物の外観や生け垣の設置などのルールづくりを行い、美しい街並み景観の形成を進めます。

9. 防災まちづくりの方針

◆ これまでの状況からみた課題

これまでの状況からみた防災まちづくりに関する課題は次のように整理されます。

- 震災、風水害の危険性の高いエリアの対応
- 市街地の防災性の向上（狭あい道路の整備等）
- 建物の耐震化・不燃化の促進
- 復興まちづくりの準備
- 地域防災力の向上

◆ 基本的な考え方

- 「あきる野市地域防災計画」に基づき地震、火災や風水害などの各種災害の発生に備え、建物の不燃化の推進、避難路・避難場所等の確保など、防災の諸施設の整備を進めるとともに、災害に強い都市構造や土地利用の誘導を図ります。
- 各種災害による被害を想定し、事前に対策を行うことで被害の規模を減少させ、迅速な復旧・復興が可能となるよう取組を進めます。

◆ 防災まちづくりの方針

(1) 耐震・耐火のまちづくり

■ 建築物の耐震化、不燃化の促進

- 大規模な地震や火災などの災害に強い市街地を形成するため、用途地域の指定と連動した防火地域や準防火地域の指定により、建築物の不燃化を促進します。
- 新耐震基準以前に建築された建築物については、「あきる野市耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断及び耐震改修を実施しやすい環境の整備や負担軽減のための制度を活用するなど、耐震化の促進を図ります。
- 公共建築物や橋梁などについては、耐震点検を実施するとともに、必要に応じて補強し、耐震性の向上を図ります。
- 耐震化に関連する安全対策として、窓ガラス等の落下物対策やエレベーターに対する安全対策に関する指導や啓発・支援を進めます。

■ ライフラインの強化

- 上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設の災害による被害を軽減するため、耐震性・代替性の確保や無電柱化を促進し、各施設の安全性を高めます。

(2) 安全な避難、消防・救急活動がしやすいまちづくり

■ 狭あい道路の整備

- 震災や火災などの緊急時に、安全な避難、速やかな消火活動や救急活動ができるよう、道幅の狭い生活道路の改善や行き止まりの解消などを進めます。

■ 延焼遮断帯の形成

- 市街地にある幹線道路・鉄道などの沿道建築物の不燃化による延焼遮断帯の形成や、公園緑地などのオープンスペースを確保することにより、燃え広がりにくいまちの形成を図ります。

■ 避難路・避難場所等の確保

- 災害時の避難場所として位置付けられている学校等の公共施設までの安全かつ迅速な避難や被災時の救援活動が円滑に進められるよう、幹線道路をはじめとする道路の整備等により避難路を確保します。

■ 緊急輸送道路沿道の防災性強化（耐震化等）

- 緊急輸送道路として位置付けられている幹線道路等は、その機能を果たすことができるよう、沿道建築物の耐震化・不燃化を進めます。
- 広域的な幹線道路等、避難や輸送経路として重要な道路は、電柱倒壊による障害を回避するため、無電柱化や橋梁などの耐震補強を図ります。

Ⅲ. 全体まちづくり方針

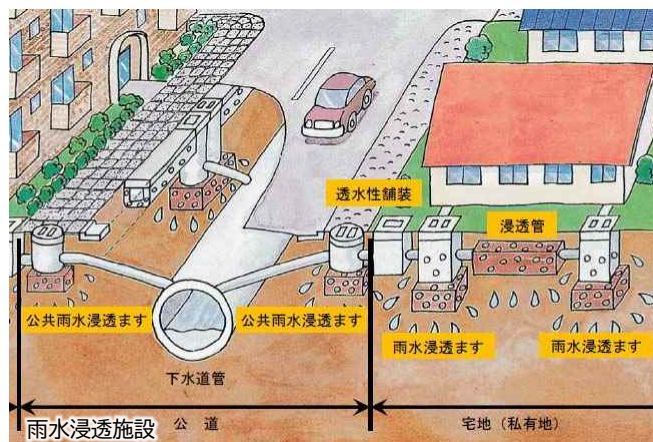
(3) 水害や土砂災害への対策

■ 雨水の流出抑制、治水対策促進

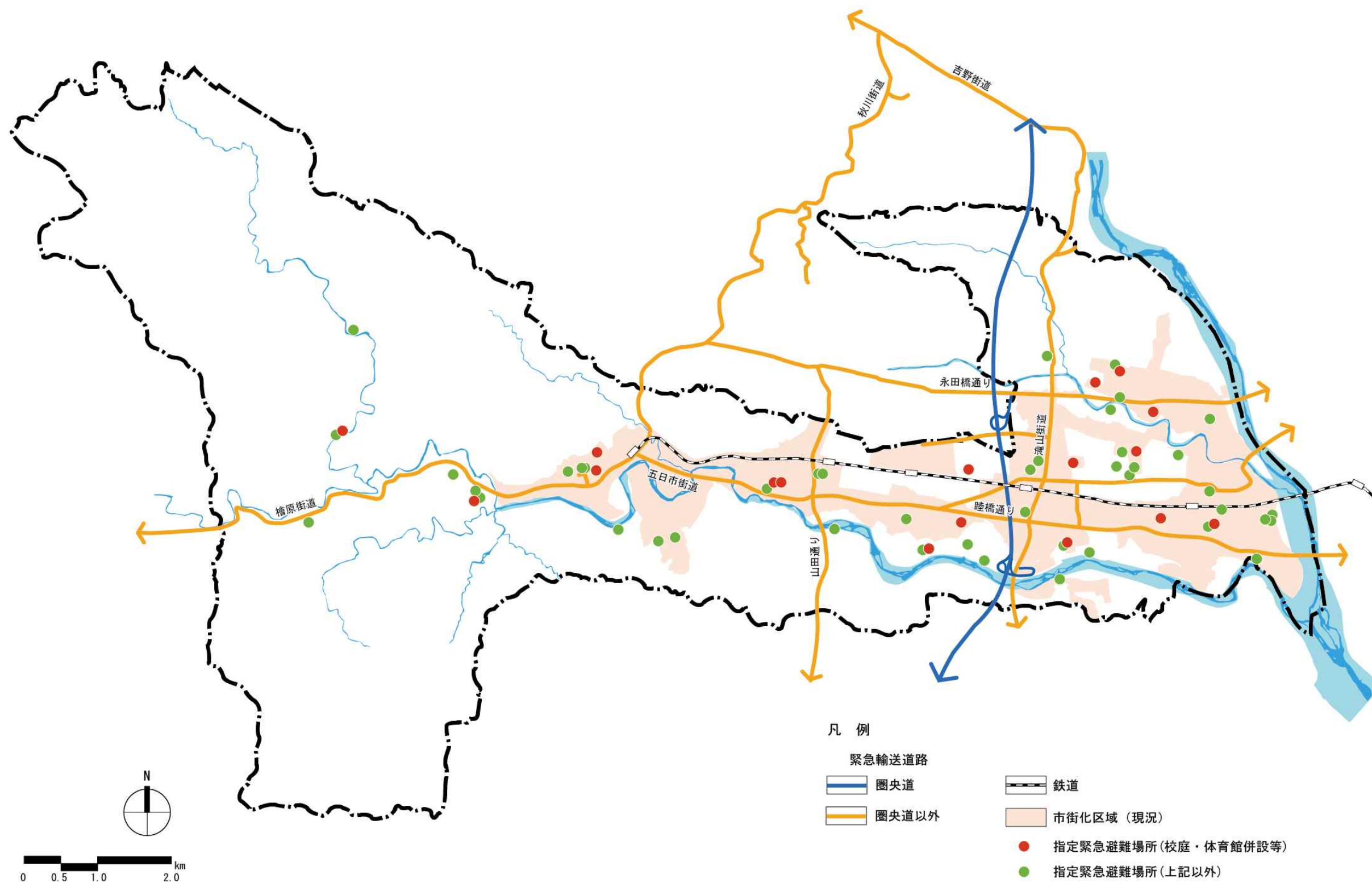
- 市域の6割以上を占める山林は、台風や集中豪雨時に山腹崩壊や崩壊土砂の流出などの危険が内在しているため、国や東京都による急傾斜地崩壊危険区域や保安林の指定を踏まえ、指定による行為の制限等により山林を保全し、災害を未然に防ぎます。
- 東京都による土砂災害警戒区域等の指定を活用し、被害を未然に防ぎます。
- 避難行動計画と受入れ施設の整備（ソフトとハードの対応）を進めます。
- 河川・水路の改修、窪地や低地に滞留する雨水などの排水、道路や宅地（公共施設や大規模施設を含む）での透水性舗装の普及や雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の設置を促進する等、総合的な治水対策を図ります。

■ 復興の事前準備

- 災害が発生した際のことを想定し、被害を最小化につながる都市計画やまちづくりを推進するため、復興の事前準備や事前復興計画策定の検討を進めます。



出典：東京都下水道局パンフレット



■ 防災まちづくり方針図

10. 福祉のまちづくりの方針

◆ これまでの状況からみた課題

これまでの状況からみた福祉のまちづくりに関する課題は次のように整理されます。

- 福祉・子育て支援の充実
- 福祉機能の集約化
- 生活道路等におけるバリアフリー化

◆ 基本的な考え方

- 市民・企業・行政が協働して、道路や施設のバリアフリー化の推進、身近な公園や生活利便施設、福祉施設等の確保など、子どもからお年寄りまで誰もが安心して気軽に外出でき、いつまでも住み続けることのできるまちづくりを進めます。



バリアフリー化された駅（武蔵五日市駅のエレベーター）

Ⅲ. 全体まちづくり方針

◆ 福祉のまちづくりの方針

(1) ユニバーサルデザインのまちづくり

■ 道路のバリアフリー化

- 安心して歩くことのできる、人優先の道路にするため、歩道等の交通安全施設整備と合わせて、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、バリアフリー化を進めます。
- 幹線道路や補助幹線道路などにおいては、歩道の整備や拡幅を進め、生活道路では通過する車両の進入を防ぐ等、歩行者の安全対策を進めます。

■ ユニバーサルデザインによる公共施設・民間施設の整備

- 鉄道駅では、誰もが安心して駅を利用できるようエレベーターやスロープを設置します。
- 駅舎や駅前広場の整備に際しては、乗り降りのしやすい機能を備えたバスの導入に備えた施設整備や滑りにくい材質による歩道の整備を進めます。
- 日常様々な人が利用する店舗や地域の拠点的な施設などにおいては、車椅子の利用環境の向上、視覚障害者誘導用ブロックや音声、案内板などによるガイドなど機能の充実を図ります。

(2) 子育て支援の環境づくり

- 水と緑の資源を生かした身近な公園や遊び場の整備により、子どもたちが安心して遊べる環境づくりを進めます。
- 子どもたちの交通事故を防ぐため、住宅地域での通過交通を排除する等の安全対策を進めます。
- 駅周辺等、利便性の高いエリアでの子育て支援施設を誘導します。

(3) 誰もが利用しやすい交通手段の拡充

- 交通不便地域の解消と自家用車などの移動手段を持たない市民の通院、買い物などへの交通手段を確保するため、市内循環バスの運行を継続するとともに、地域住民との連携による新たな運行手法を検討します。



市内循環バス（るのバス）

1 1. 住宅整備の方針

◆ これまでの状況からみた課題

これまでの状況からみた住宅整備に関する課題は次のように整理されます。

- 高齢化に対応した住宅地の交通アクセス改善
- 土地利用と連携した子育て支援・高齢者福祉の環境充実
- 多様な住み方に対応した市街地形成
- 空き家、空き地の活用

◆ 基本的な考え方

- 人口減少・少子高齢化に対応し、住み続けられる持続的な都市として、誰もが安心して暮らし、ふるさととして愛着を持ち、いつまでも住み続けたいと思うまちになるよう、居住環境の向上、良質な住宅の確保を図ります。

Ⅲ. 全体まちづくり方針

◆ 住宅整備の方針

(1) 良質で多様な住宅の確保

- 誰もが安心して住み続けられるまちとするため、住宅の改善、老朽住宅の建て替え誘導や民間の宅地開発事業への指導などを行い、ゆとりある良好な住宅の確保に取り組みます。
- 「あきる野市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、真に住宅に困窮する世帯への住宅セーフティネット制度の構築を図るとともに、住宅の安全性の確保や高齢社会・入居者ニーズへの対応を図りながら、効率的かつ効果的な市営住宅ストックの活用に取り組みます。
- 公共交通の利便性が高く、基盤も整備されている住宅地の空き家や空き地は良好な都市ストックとして活用するための誘導方策や支援策の充実を図ります。
- 单身やファミリー世帯などの多様な世帯の居住ニーズに対応し、シェアハウス、SOHOや多地域居住などの多様な住み方にも対応した住宅立地を誘導し、居住人口の確保・増加を図ります。



(2) ユニバーサルデザインの住宅づくり

- 高齢者や障がい者など誰もが安全で住みやすい住宅とするため、玄関や風呂・トイレにおける手すりの設置、移動の際に障害となる段差の解消や車椅子使用を容易にする幅の広い廊下の設置など、住宅内のユニバーサルデザイン化に向けた様々な取組を促進します。

(3) 住み続けられる住環境の形成

- 多様な世帯や居住ニーズに対応し、誰もが住みやすく、住み続けられる住環境を形成させるため、駅周辺や住宅地への子育て支援・福祉施設、生活利便施設の立地誘導を図ります。